



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

平成27年10月1日より

広島県最低賃金が改正されます

平成27年9月30日まで

平成27年10月1日より

時間額 750円



時間額 769円

最低賃金に参入しない賃金

- ①精勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外、休日および深夜の割増賃金
- ③臨時に支払われる賃金および1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

日本年金機構からのお知らせ

●昭和12年4月1日以前に生まれた方の70歳以上被用者該当届の提出のお願い

これまで、適用事業所に使用される70歳以上の方の老齢厚生年金の支給停止は、昭和12年4月2日以降に生まれた方を対象にしておりました。しかし、平成27年10月1日以降は、昭和12年4月1日以前に生まれた方も賃金と年金額に応じた老齢厚生年金の支給停止の対象となります。そのため、昭和12年4月1日以前に生まれた方についても、70歳以上被用者該当届の提出が必要となります。

●同月中の被保険者資格取得と喪失に関する保険料の取扱いが変わります。

これまで、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金の被保険者（第2号被保険者は除きます。）の資格を取得した場合には、厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありました。しかし、平成27年10月1日以降は、国民年金保険料のみを納めることとなり、厚生年金保険料の納付は不要となります。

マイナンバー制度開始について



平成27年10月より12桁のマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月以降、会社が行っている「労働保険」「社会保険」「所得税」等の事務手続に、このマイナンバーを付与することが義務付られました。これに伴い、会社は社員さん、家族のマイナンバーを取得する必要がありますが、次ページに「個人番号（マイナンバー）についてのお願い」の見本を載せておりますので、マイナンバーを回収する際の参考として是非ご利用ください。

従業員各位

見 本

平成 年 月 日

事業所名

事業主

個人番号（マイナンバー）についてのお願い

平成27年10月から、住民票を有する全ての方に1人1つの個人番号（マイナンバー）が、通知されます。平成28年1月以降、会社が行っている「労働保険」、「社会保険」、「所得税」等の事務手続に、このマイナンバーを付与することが義務付けられました。

当社におきましても、次の利用目的のため、従業員および従業員扶養家族の個人番号を取得する必要がありますので、下記の注意事項に留意して下段に本人と扶養家族の番号を記入し、平成 年 月 日までに「通知カード」のコピーを添付して提出してください。

個人番号の利用目的

当社は、従業員および従業員の扶養家族の個人番号（行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいいます。）を以下の目的で利用します。

- ・給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ・雇用保険届出・申請事務
- ・健康保険・厚生年金保険届出・申請事務
- ・国民年金の第3号被保険者の届出に関する事務
- ・労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務

注意事項

- ・「マイナンバーの通知カード」は郵便局より簡易書留で送られてくるので、不在の場合再配達などをしてもらって、確実に受け取れるようにしてください。
- ・「通知カード」は現在の住民票の住所に郵送されますが、転送はされませんので、住民票の異動手続きがまだの場合は早急に手続きをしてください。
- ・「通知カード」のコピーは、本人と扶養家族の方も一緒に会社へ提出してください。

切り取り線

「通知カード」のコピーを添付して、個人番号提出をお願いします。

(平成 年 月 日まで)

	お名前	個人番号(マイナンバー)		お名前	個人番号(マイナンバー)
本人			扶養 家族		
扶養 家族			扶養 家族		
扶養 家族			扶養 家族		
扶養 家族			扶養 家族		

提出先は 課 まで